

令和6年度「秋田県産業技術センター」不正防止計画

秋田県産業技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」に基づく実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、不正防止対策を次のとおり計画的に実施する。

（基本方針）

第1条 秋田県産業技術センター（以下「センター」という。）は、公的研究費の不正使用や研究に関する不正行為の防止に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

一 構成員は、公的研究費の不正使用や研究に関する不正行為が、センターのみならず、県政運営に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、その執行にあたらなければならない。

二 最高管理責任者は、不正防止計画を率先して行い、その進捗管理に努めるものとする。

2 センターは別紙1に定める不正防止組織を編成し、別紙2に定める年間実施計画に沿って不正防止対策を実施するものとする。

（不正の発生要因）

第2条 コンプライアンス推進責任者及びチームリーダー（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事項を不正の発生要因と認識し、これを注意するとともに、必要に応じて構成員と情報共有を行う。

一 執行に関する決定手続がなされていない。

二 予算執行の事業終了期等特定の時期への偏り。

三 公的研究費が複数集中している研究。

四 仕様の決定、発注、契約、検収、支払いに対するチェックが不十分。

五 同一の研究者における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。

六 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。

七 検収業務やモニタリング等の形骸化（現物確認の不徹底など）。

八 出張の事実確認等の証拠が不十分（復命書の不存在など）。

九 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境。

十 当初計画に比較して著しく遅れている研究。

2 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、前項の不正の発生要因のほかセンターの実態に即して不正の発生要因を分析し、必要に応じて不正の発生要因の見直し等を行う。

(不正防止計画の実施)

第3条 管理者は、前条の要因を考慮し次の管理活動を行う。

- 一 構成員が行う要綱第8条の事務処理手続き等が適切になされていることに常に注意を払うものとする。
 - 二 前項の活動によって研究の進捗及び予算の執行状況を検証するとともに、研究計画と実態に齟齬がないか確認する。
 - 三 当初計画に比較して研究の進捗及び予算執行が著しく遅れている場合は、研究手法等に問題がないか確認するほか、予算の繰越制度の積極的な利用や予算の返還による不利益が生じないことの周知徹底など問題の改善策を講ずるものとする。
 - 四 第二号の検証及び確認を行う場合においては、物品等の検査、物品等の納入業者からの聞き取り、出張に係る面談の相手方からの聞き取りなどの必要な手段により行うことができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の対策の推進を通じ、必要に応じて、不正の発生要因を排除するため、統括管理責任者に対して事務処理手続き、決裁手続き及び所内規定・規則等の見直しその他の措置を行わせるものとする。
 - 3 統括管理責任者は、研究テーマに応じた予算執行の財源の特定を行うとともに、その執行状況を把握するなど、構成員との予算執行に関する情報共有を推進する。
 - 4 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、第1項の不正防止計画の実施の状況を確認するとともに、優先的に取り組むべきものや様々な状況変化に対して定期的に監事と意見交換し、不正防止計画の見直し等を行う。
 - 5 前項の規定に基づき、統括管理責任者が実施する不正防止計画に関する事務を所掌する防止計画推進部署は、要綱第12条の通報窓口を所掌する部署とする。

(研究進捗ヒアリング)

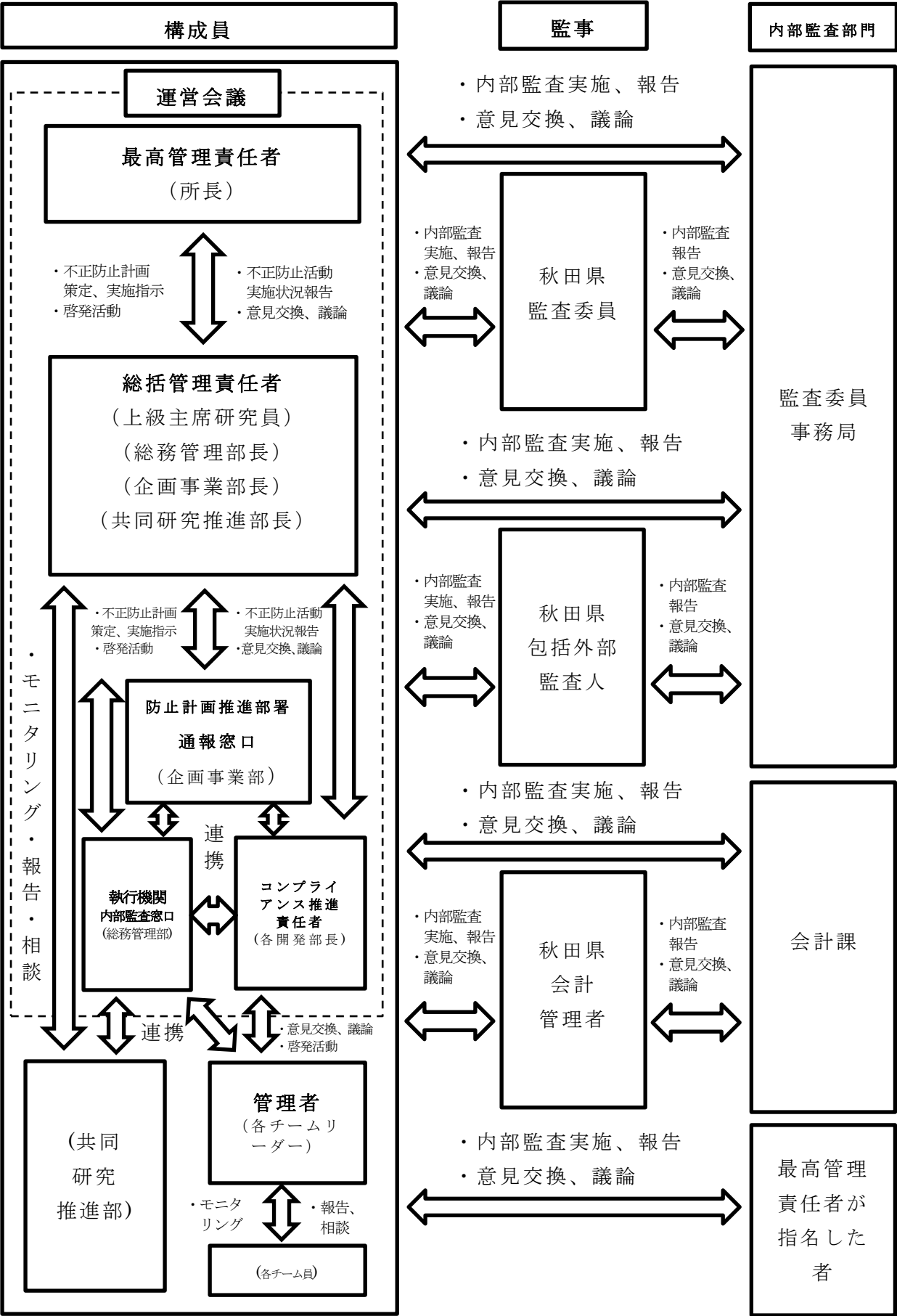
第4条 最高管理責任者は、構成員が参加する定期及び臨時の進捗会議等において、それぞれの研究活動の進捗等について適宜、ヒアリングを実施する。

- 2 前項において、最高管理責任者は、必要と認める者を研究進捗ヒアリングに同席させ、意見を聴くことができる。

(研究活動に係る報告と相談)

第5条 構成員は、研究活動の進捗や研究活動において生じる問題点などについて、管理者に対して日常的に報告と相談を行うものとする。

別紙 1 秋田県産業技術センター不正防止組織



別紙 2 不正防止活動年間実施計画

対象者等	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
最 高 管 理 責 任 者	不正防止計画策定 指示 不正防止啓発活動		不正防止啓発活動	
統 括 管 理 責 任 者	不正防止計画策定 指示	不正防止講習会準備 指示		不正防止活動状況 とりまとめ指示
防 止 計 画 推 進 部 署	不正防止計画策定	不正防止講習会準備 不正防止講習会開催		不正防止活動状況 とりまとめ
運 営 会 議	不正防止計画 意見交換 集合監査報告・意見 交換	不正防止講習会 意見交換	2Q 研究進捗会議 意見交換 会計事務検査 報告・意見交換	予備監査報告・意見 交換 不正防止活動報告 意見交換
全 構 成 員 共 通	不正防止計画周知 不正防止啓発周知	不正防止講習会 受講	不正防止啓発周知 2Q 研究進捗会議 報告	
内 部 監 査	監査委員事務局 集合監査		会計事務検査	監査委員事務局 予備監査
コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 責 任 者	研究活動モニタ リング（月例報告）	不正防止啓発活動 研究活動モニタ リング（月例報告）	研究活動モニタ リング（月例報告）	不正防止啓発活動 研究活動モニタ リング（月例報告） 不正防止活動状況 とりまとめ
管 理 者	研究活動モニタ リング（月例報告）	不正防止啓発周知 研究活動モニタ リング（月例報告）	研究活動モニタ リング（月例報告）	不正防止啓発周知 研究活動モニタ リング（月例報告）
チ ー ム 員	研究活動月例報告	不正防止啓発周知 研究活動月例報告	研究活動月例報告	不正防止啓発周知 研究活動月例報告